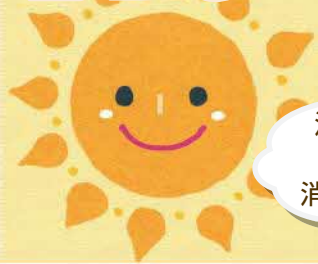


暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は
消費生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

**消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！**

子ども・若者 サポート情報

子どもに持たせるスマホにはペアレンタルコントロール機能を

中学生の息子は、私名義で契約し息子を利用者登録したスマートフォンを使用している。このスマホの通信料金は私がクレジットカードで支払っているが、キャリア決済料を含めた料金が高額なことに気づき内訳を調べると、この5か月間で約5万円がオンラインゲームのアプリで使われていたことが分かった。今は息子のスマホにフィルタリングをかけ、キャリア決済の上限額を引き下げたが、そのように予防ができることを知らなかった。

(当事者：中学生)



【ひとことアドバイス】

- ・フィルタリング等の設定や利用のルール作りなど、子どもに安全に使用させるために、ネットの利用環境を整えましょう。
- ・子どもに持たせるスマホは、ペアレンタルコントロールの機能を利用して保護者がアカウントを管理しましょう。また、保護者のアカウントに決済完了メールが届くよう設定し、メールや料金明細を日頃からチェックしましょう。
- ・保護者の同意のない未成年者契約は民法上取り消せますが、保護者アカウントでログインした端末機器で課金した場合、アカウント所有者である保護者が決済を行ったとみなされる場合があります。

～以上、「子ども・若者サポート情報」より引用・抜粋～

食の安心安全サポーター研修 『こんにゃく作り体験』



地元の講師をお呼びしてこんにゃく芋で作ります！

- ◇日 時 12月14日(土) 午後1時～4時
- ◇会 場 美浦村中央公民館調理室 ◇参加費 500円 ◇募集人数 8人
- ◇持ち物 エプロン、三角巾、ゴム手袋、マスク、出来たこんにゃくを入れるもの
※こんにゃくと一緒にゆで汁も入れます。大き目のタッパーや熱に強い袋をご用意ください。
- ◇申込方法 村消費生活センターまでお申込みください。(☎029-885-7141)

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約ください。

【開催日時】令和7年1月10日(金)
午前9時30分から11時30分まで
【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

- ◆ 村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◆ 消費者ホットライン（全国共通）☎188※3桁で繋がります。
- ◆ 県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379